

訪問看護・介護予防訪問看護 重要事項説明書

訪問看護・介護予防訪問看護の提供にあたり、厚生省令第37号(厚生労働省令第79号改定)第8条に基づいて、当事業者が説明するべき重要事項は次のとおりです。

1 東本町訪問看護ステーションの概要

事業者名称	株式会社 ケイ・ティ・アイ
事業所名称	東本町訪問看護ステーション
事業所所在地	東京都東久留米市東本町5番1号
代表者名	伊藤きよみ
指定番号	東京都 7199243 号(医療保険) 東京都 1364890010 号(介護保険) 東京都 指定自立支援医療機関 訪問看護(自立支援法) 東京都 生活保護法第54条の2第1項による指定介護機関 東京都 難病医療費助成指定医療機関
法人種別	営利法人
事業所の設立年月日	平成19年08月01日
電話番号	042-439-5980

2 事業の目的と運営方針

目的

居宅において、主治医が訪問看護の必要を認めた利用者に対して、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、療養生活を支援し、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を図り看護師が適切な訪問看護を提供することを目的とします。

運営方針

- (1) 東本町訪問看護ステーション(以下、事業所という)の看護師その他の従事者は、利用者の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営み生活の質を確保することができるよう、その療養生活を支援します。理学療法士等による訪問看護はその訪問看護業務の一環としてのリハビリテーションです。
- (2) 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、関係区市町村、地域の保健・医療福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。
- (3) 事業所は、必要なときに必要な訪問看護の提供が行えるよう、事業体制の整備に努めます。

3 事業所の職員体制

(単位:人)

職種	常勤	非常勤	計
管理者(看護師)	1	-	1
看護師	6	4	10
作業療法士/理学療法士 言語聴覚士	2	3	5
事務員	-	2	2

4 営業日及び営業時間

月曜日から金曜日	8:30～17:30(祝・休日、12月29日～1月3日を除く)
土曜日	8:30～12:30

営業日及び営業時間外は、24時間連絡可能な体制をとっております。但し、緊急時訪問看護加算体制等の加算に対する契約をしている方に限らせていただきます。

5 サービス提供地域

営業地域	東久留米市全域、西東京市、清瀬市、新座市 ※西東京市、清瀬市、新座市については詳細別紙参照してください
------	--

6 主なサービス内容

訪問看護は主治医の指示書にもとづいてサービスの提供がなされます。

- ・ ご病状や障害および日常生活状態の観察
- ・ 清拭や洗髪、食事(経管栄養を含む)及び排泄等の療養上のお世話
- ・ 終末期のケア
- ・ リハビリテーション
- ・ 健康管理、療養・介護相談および指導、日常生活補助用具等への相談や指導
- ・ 褥瘡予防・処置、カテーテル管理等の医療処置
- ・ ケアプランや看護計画にもとづくアロマセラピー、フットケア
- ・ 「緊急時訪問看護加算」「特別管理加算」「ターミナルケア体制」届出事業所です。
主治医と密接な連携をとりながら、安全な看護ケアの提供に努めています。

7 訪問看護の申し込みおよびサービス提供方法

- (1) ご本人やご家族の方から直接、または介護支援専門員等からお申し込み頂き、利用者のお宅を訪問いたします。その際、必ず主治医の『訪問看護指示書』が必要となります。
- (2) 初回訪問時、利用者およびご家族と面接し、課題を把握・分析し、「居宅サービス計画」又は「介護予防サービス支援計画」に基づき、「訪問看護計画」を立てサービスを開始いたします。
- (3) 「訪問看護計画」は、利用者および家族に説明の上、その内容の同意を得て作成し、その計画を交付いたします。
- (4) 厚生労働大臣の定める疾病および状態に至った場合、介護保険から医療保険に変更になることがあります。

※厚生労働大臣が定める疾病等:

- ①末期の悪性腫瘍 ②多発性硬化症 ③重症筋無力症 ④スモン ⑤筋萎縮性側索硬化症
- ⑥脊髄小脳変性症 ⑦ハンチントン病 ⑧進行性筋ジストロフィー症
- ⑨パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脑皮質基底核変性症、パーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のもの)
- ⑩多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群)
- ⑪プリオൺ病 ⑫亜急性硬化性全脳炎 ⑬ライソゾーム病 ⑭副腎白質ジストロフィー
- ⑮脊髄性筋萎縮症 ⑯球脊髄性筋萎縮症 ⑰慢性炎症性脱髓性多発神経炎
- ⑲後天性免疫不全症候群 ⑲頸髄損傷 ⑳人工呼吸器を使用している状態

*急性憎悪による、特別指示書の期間内に適応する

8 利用時間及び利用回数等

- (1) 居宅サービス計画または介護予防サービス支援計画に定められた訪問看護時間および回数に基づいて訪問看護サービスを提供いたします。
- (2) 介護保険から医療保険に変更になった場合は、医療保険の基準に準じて提供します。

9 利用料および利用者負担

- (1) 基本利用料として介護保険法の規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受け取るものとします。利用者は、東本町訪問看護ステーション料金表(別紙)に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料及びサービスを提供するうえで別途必要になった費用を支払います。利用者負担金のお支払いは、原則月末締めにて翌月の中旬に集金又は自動引き落としとなります。
- (2) 要介護・要支援認定前にサービスを提供する場合、非該当(自立)と判定された場合は利用料金が全額自己負担となります。

10 夜間および緊急時の対応について(緊急時訪問看護加算)

当ステーションは、夜間や休日等24時間連絡やご相談に対応できる体制をとっており、必要に応じ居宅サービス計画の予定に組み込まれていない臨時の訪問もいたします。但し、緊急時の対応をご希望される場合は『緊急時訪問看護加算』の契約をしていただくことが必要です。また、夜間・休日等の臨時訪問を行った場合は、訪問看護時間に応じて居宅サービス計画の修正が必要になり、その単位数の一部負担金が生じます。なお、『緊急時訪問看護加算』の契約をしていない方でも必要に応じ臨時訪問をいたしますが、別紙料金表に定める金額をお支払いいただきます。

11 キャンセル

利用者の都合で予定されたサービスをキャンセルする場合はキャンセル料はいただいておりませんが訪問予定の前日までにご連絡をください。ただし、利用者の病態の急変などの緊急やむを得ない事情がある場合はその限りではありません。

12 緊急事態および事故発生時の対応

- (1) 訪問看護師は、訪問看護実施中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた場合速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行ないます。主治医に連絡が取れない場合は、救急搬送等の必要な処置を講じます。なお、その講じた措置について、速やかにご家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業所に報告いたします。
- (2) 緊急時の対処を講じるにあたり、ご家族等の連絡先を明確にしていただく必要があります。
- (3) 訪問看護師が、訪問看護実施中に生じた看護事故等に関しては、速やかに管理者に報告し、必要な措置を講じます。

13 サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため

- (1) サービス担当者は常時身分証明書を携帯し、利用者やご家族の求めに応じいつでも提示いたします。
- (2) 訪問看護師等は、年金の管理、金銭の貸借などの取り扱いは出来ません。
- (3) 訪問看護師は、介護保険制度により「利用者(要介護者)の心身の機能回復のために療養上の世話や診療の補助をおこなうこと」とされています。これ以外の業務(調理、買い物、掃除等の家事一般)はお引き受けできませんのでご了承ください。
- (4) 訪問看護師等に対する贈り物や茶菓子の接待等は、一切ご遠慮させていただきます。
- (5) 禁止行為(訪問看護師・理学療法士等の心身に危害を及ぼす又は及ぼす恐れのある行為、暴言、暴力行為、不快感を与えるような言動、ハラスメント等)があった場合はサービス提供について中止等を含み検討する場合があります。



- (6) 担当看護師等が体調不良等で訪問が出来なくなった場合は、代わりの看護師等を調整し、ご利用者様、ご家族に連絡し了解を得ます。
- (7) 気象庁による警報発令時、悪天候、自然災害などによりサービスの実施が著しく危険であると判断した時は、訪問時間や曜日の変更または中止をお願いすることがあります。

14 苦情申し立て窓口

利用者は、安全で安心なケア及びサービスを受けるために以下の機関等への苦情申し立て、意見等ができます。ご利用のサービス提供内容、サービス提供者（訪問看護師等）等につき率直な声をお聞かせください。なお、これらによりサービス提供へは何ら影響はありません。

東本町訪問看護ステーション 担当者 伊藤きよみ	東久留米市東本町5番1号 電話:042-439-5980 FAX:042-439-5981
東久留米市健康福祉部 介護保険課	東久留米市本町3-3-1 電話:042-470-7777(内:2553~55) FAX:042-470-7808
西東京市福祉部 高齢者支援課	西東京市中町 1-5-1 保谷庁舎 電話:042-438-4032 西東京市南町 5-6-13 田無庁舎 電話:042-460-9837
清瀬市高齢支援課高齢福祉係	清瀬市中里 5-842 電話:042-497-2081 FAX:042-492-9990
新座市介護保険課	新座市野火止 1-1-1 本庁舎 1 階 電話:048-424-9609(代表) FAX:048-482-5882

事業者が有する介護保険法令に基づき東京都知事から指定を受けている指定された当事業所は以下のようになっております。

介護保険法令に基づき、東京都知事から指定を受けている事業所名称(指定番号)	各事業所につき介護保険法令に基づき東京都知事から指定を受けている居宅介護サービスの種類
東本町訪問看護ステーション 東京都指定 1364890010 号	訪問看護・介護予防訪問看護

15 BCP(業務継続計画)訪問看護師等は自然災害や感染症被害に対しての意識を高め、専門的知識と技術に基づき、看護を提供できるようBCP(業務継続計画)を策定し、必要な措置を講じます。感染症については、感染症を発症させない、まん延させない事を目的として措置を講じます。

- (1) 平常時から政策策定に関与し、災害リスクの低減に努め、災害時は災害の種類や規模、災害の種類や規模、災害状況、初動から復旧・復興までの局面等に応じた支援を行います。
- (2) 従業者に対し BCP(業務継続計画)について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に BCP(業務継続計画)の見直しを行い、必要に応じて内容の変更を行います。

16 虐待防止・身体拘束の適正化

当ステーションは利用者様などの人権の擁護・虐待の発症又はその再発を防止するため、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、看護職員その他の従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備しています。
- (3) 看護職員その他の従業者に対し、虐待の防止・身体拘束の適正化の為の研修を定期的に実施します。
- (4) サービス提供中に、当ステーション従事者又は擁護者による虐待などを受けたと思われる利用者様を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報いたします。
- (5) 利用者様又は他の利用者様の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。
- (6) やむを得ず身体拘束を行う場合には、事前に十分な説明の上利用者様又はご家族等に同意を得るとともに、その状態及び時間、その際の利用者様の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録いたします。
- (7) 上記に掲げる措置を適切に実施するため、担当者を選定しています。担当者：管理者 伊藤 きよみ